

## 質疑・回答書

告示番号		件 名	令和2年度穂積ポンプ場外屋上防水実施設計業務委託
No	質疑事項	回 答	
1	管理技術者について、特記仕様書では「建築改修設計を経験している管理技術者」とあり、一般仕様書においては「技術士」となっております。管理技術者は建築改修設の経験を持つ下水道部門の技術士でなければならないという意味でしょうか？	管理技術者は特記仕様のとおり、上下水道施設の土木・建築構造物においての建築改修設計を経験している者とし、下水道部門の技術士の資格までは求めません。	
2	劣化調査について、特記仕様書に穂積ポンプ場の外壁全面が調査範囲となっています。調査方法は目視および打診調査で打診調査は「手の届く範囲」となっています。これに対して、目視調査については「手の届く範囲」とは記されていません。足場を組むまたは高所作業車、若しくは、ドローンや特殊ロボットによるクラック調査という意味でしょうか？	目視調査については、地上、下屋及び屋上から双眼鏡等も併用しての全面調査とします。	